

令和6年4月1日

令和6年度 大田区立蒲田中学校 学校経営計画

校長 中野 敏英

I 教育目標

人権尊重を基調とし、持続可能な社会の担い手としての生きる力を目指し、健康で調和のとれた生徒を育てることができるよう、次の目標を定める。

- 考えて行動する
- まじめに学習する
- 助け合い協力する

II 目指す学校像

これからの社会を担う生徒に、やり抜く力を育み、生徒・保護者・地域から信頼される学校

III 目指す生徒像

- ・主体的に考え、正しく判断し、積極的に行動できる生徒の育成。
- ・目標に向かって努力を続け、失敗を恐れず前向きに取り組み、成し遂げる力をもった生徒の育成。
- ・よりよい社会人になるために社会に貢献できる生徒の育成。

IV 目指す教師像

- 公務員として法令遵守を徹底し、公務員の職務はすべて法律に定められていることを自覚する。教育公務員としての自覚と責務を果たす。
- 人権はあらゆる場面で尊重される。教科はもとより、学校生活のあらゆる場面で人権尊重を心がける。
- 一人一人が組織の一員として自己の役割や責任を果たし、一体感をもって共通の目標に向かって進み、成し遂げる。
- サービスの厳正の徹底を図るとともに、生徒、保護者、地域に対して、丁寧な言葉遣い、社会常識に基づいた態度で職務を遂行する。
- 一人一人の教員が高い専門性を身に付けるために自己研鑽に励むとともに、互いの資質・能力の向上に向けて互いに学び合い、高め合う。
- 生徒一人一人を様々な場面で輝かせる指導を実践する。

V 学校経営の基盤

- 1 適切な教育課程の編成・実施。各教科標準授業時数（最低基準）を達成するよう授業時数の確保及び管理を周知徹底する。
- 2 一人一人の生徒に将来にわたって学び続ける生き抜く力を身に付けさせる。

VI 今年度の目標と方策

1 学習指導 確かな学力の定着と向上

- (1) 生徒が「できる」「わかった」という達成感・成就感を味わえる授業を展開する。
- (2) 主体的・対話的で深い学びの視点から教員の指導力を高め、授業改善に努める。
- (3) ICT活用推進モデル校としてタブレット等のICT機器を積極的に活用し、多様な学習方法を取り入れた指導を実施し、生徒の学習意欲の向上を図る。
- (4) 繰り返し学習や学び直し学習等の徹底を通して、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図る。
- (5) 「社会に開かれた教育課程」の実現のため、知っていること・できること（個別の知識・技能）をどう使うか、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等を各教科等における習得・活用・探究という過程において育成する。
- (6) 全国・都の学力調査・大田区学習効果測定等の調査結果の分析を基に、授業改善推進プランを作成し、分かる授業・学習意欲を高める課題の設定を行う。
- (7) 課題の改善に向けた授業計画を作成し、授業実践を行い、達成状況を確認し、課題の解決策を検討していくマネジメントサイクルを推進し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組む。
- (8) 全教科で年間指導計画・評価計画を作成し、生徒に学習の見通しをもたせ、主体的な学習を促し、予習・復習等への意欲を喚起し、家庭学習の習慣化を図る。
- (9) 考えさせる場面や表現させる場面などの意図的・計画的な設定による、「聞く力」、「考える力」、「表現する力」を育成する。
- (10) 授業において、指導と評価の一体化を図ることで、生徒の学習理解の状況を的確に把握し、課題については確実な定着に向けた指導方法を工夫する。
- (11) 学習に遅れがちな生徒に対して、放課後の補充教室数トレ及び数学・英語の補充教室を計画的に実施し、タブレットで「ミライシード」等を活用し、基礎学力の定着を図る。
- (12) 「特別の教科 道徳」に向け、道徳教育推進教師を中心に「考え、議論する道徳」を実現するために教職員の研修を充実させる。

2 生活指導 豊かな心の育成

- (1) 集団生活をする上での学校のきまりを主体的に守ろうとする態度を身に付けさせる。
- (2) 一人一人の生徒に、基本的な生活習慣の確立と規範意識を身に付けさせる。
・挨拶、学習規律の徹底、時間を守る、学校のきまりを守る、忘れ物をしない、提出物を期日までに提出するなどの基本的な生活態度を確実に身に付けさせる。
- (3) 生徒との人間関係の構築に向け、生徒に「寄り添い、認め、励ます」姿勢で接し、生徒の個性やよさを発見し、細やかな愛情をもって指導する。
- (4) いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止対策委員会を設置し、いじめを許さない、いじめのない学校づくりを目指した指導を推進する。
- (5) 問題行動（いじめ、差別、暴力等）の早期発見、早期解決。未然防止に向け生活指導上の課題解決を図る。
- (6) 基本的な生活習慣の確立はもとより、自己の役割や責任、並びに相手の気持ちを考えた言葉遣い、態度の指導を通して、思いやりの心と社会性の育成を図る。

- (7) 生徒自ら考え、話し合い、正しい判断をして、主体的に活動できる生徒を育成する。
- (8) 生徒の行動を予測した安全管理体制を確立する。
 - ・授業中、学校生活や登下校での安全指導を徹底する。
- (9) 事故・事件・苦情等への迅速・的確・誠実な対応の徹底を図る。
 - ・事故等が、起きてしまったときの「報告」「指揮体系」「初期対応」等の在り方についての理解と実践の徹底、全校的組織的かつ誠実な対応を行う。
- (10) 施設・設備の保全や美しい教育環境づくりを通して、心の安定と学校を大切に
する気持を養う。破損箇所については、すぐに修理を行い、常に整った環境づくりを目指す。
- (11) 不登校生徒の実情に即してきめ細かく対応し、家庭や関係諸機関と連携を図り、状況を把握するとともに情報を共有し組織的に対応する。
- (12) 特別な支援を必要とする生徒に対し、校内委員会、特別支援教育コーディネーターとの連携を図る。
- (13) 教育相談活動の充実に向け、生徒の心の安定や悩み・不安を解消したり、主体的に改善を図ったりするために、一人一人が抱え込むことなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関との積極的な連携を進め、一貫性のある指導を組織的に取り組む。
- (14) 特別支援教室（サポートルーム）において、巡回指導教員と特別支援教室専門員による個別指導を充実させる。
- (15) 生徒が主体的に考え、正しく判断し、学校生活におけるルールの見直しや学校行事の計画や実行、生徒会活動の工夫、積極的なボランティア活動を実践できるような指導をする。

3 進路指導 キャリア教育の充実

- (1) 「生き方教育」としてキャリア教育を学校の全教育活動を通して実施する。
- (2) 職業調べ学習や上級学校調べ・上級学校訪問、職場体験学習等を通して、自己の生き方や将来に向けての希望について考えさせながらキャリア形成の充実を図り、学習の意義の理解や望ましい勤労観や職業観を育てる。
- (3) 学年に応じた学習・生活状況、並びに進路面談を通して、将来の夢や希望に向けて考える機会を充実させる。

4 特別活動

- (1) 集団活動を通して、集団の一員としての自覚を高める。さらに、自分の学級、学校や地域に愛着心や誇りをもたせることで自己有用感を育てる。
- (2) 学級活動や生徒会活動を通して、自主的、実践的態度を育てる。
学校行事等で、異年齢集団での触れ合いを通して、人と人とのかかわり方を育む。

5 オリンピック・パラリンピック教育の推進

- (1) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、オリンピック・パラリンピック教育における「ボランティアマインド」に重点をおき、「思いやりの心を育てる取組」、「互いを認め合う教育」を推進する。
- (2) 共生社会の中で多様性を尊重し、互いに助け合い支えあっていく態度を養う。

6 保護者・地域等との連携

- (1) 保護者とのきめ細かな情報連携を通して、学校と家庭が協力して子供を育成する姿勢を培う。
- (2) 保護者・地域に開かれた学校づくりを推進するために、学校公開や学校ホームページ等の充実を通して積極的な情報発信を行う。
- (3) 学校公開や保護者会、学校評価アンケートの実施を通して、保護者の希望や期待についての理解を深める。さらに、保護者との信頼関係づくりを通して、教育活動への理解と協力を得る。
- (4) 日本語学級について、通級生徒の在籍校及び日本語学級設置校との連携を通して、生徒が早くスムーズに楽しく充実した学校生活を送れるよう支援する。
- (5) 地域教育連絡協議会との連携を通して、地域との連携・融合、及び学校の課題改善を図る。
- (6) 学校支援地域本部による地域人材の活用を図り、学力向上、キャリア教育の充実を図る。

7 校内研修・研究の推進

- (1) 各教科における資質・能力を育む効果的な指導ができるように、教科の目標達成に向け、講師を招いての研究授業を行い、授業の改善に取り組む。また、積極的に都や区主催の研修に参加し、指導力向上につなげる。
- (2) 校務改善支援事業の効果的な運営に向け、学期ごとに支援員とともに取り組み内容の明確化を図る。さらに成果と課題について検証する。
- (3) 生徒一人一人の意欲や気力の元となる脳・神経・筋肉等の調和的発達を促すためのトレーニングを取り入れた総合的な基礎体力の向上を図る。
- (4) 不登校やいじめの防止、よりよい学校生活とあたたかな人間関係づくりのためのアンケート「hyper-QU」を導入・活用し、指導に生かす。

8 教育公務員としての使命 自覚と責任

- (1) 学校が組織体として機能するためには、全ての教職員が企画力と実践力、経営に参画する意識をもち、互いの連絡・相談・報告を的確に実施する。
 - ・各組織の活性化（分掌、委員会等）
 - ・計画的、効率的な職務の推進（迅速、的確・柔軟な対応）
 - ・的確な事務処理（提出期限、提出先等）
 - ・説明責任の自覚（仕事内容、結果等）
 - ・前例踏襲の改善
- (2) 体罰・暴力、サービス事故のない学校づくりに向け、服務規律の徹底を図る。
「不適切な指導」「行き過ぎた指導」「暴言等」も含めた体罰等を「しない・させない・ゆるさない」の徹底、言語環境の整備・校内の土壌醸成
- (3) 教育公務員として服務規律の厳守・学校教育への信頼確保等
 - ・地方公務員法をはじめとする法令等の遵守（勤務時間、出勤簿、週案、服装等）
 - 及び、生徒の安心・安全を第一とした教育活動の徹底
 - ・全体の奉仕者、社会人としての自覚をもった常識・良識ある行動
- (4) 文書起案と決裁の徹底による学校としての意思決定の明確化